

未稼働案件への対応（運転開始期限を超過した場合の取扱い）  
に関する意見

平成30年11月8日  
調達価格等算定委員会

本年10月15日に開催された総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第9回）において、運転開始期限による規律が働かず長期間運転開始しない事業用太陽光発電（いわゆる「未稼働案件」）については、認定当時のコストを前提にした高い調達価格ではなく、運転を開始するタイミングのコストを反映した適正な調達価格を適用するとともに、早期の運転開始を担保するための措置を講じる方向が取りまとめられた。この中で、送配電事業者への系統連系工事の着工申込みが受領された案件については、一定期間の運転開始期限を設定することとされている。

この運転開始期限を超過した場合の取扱いについて、以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

未稼働案件への対応については、同年10月22日より、意見公募手続が行われているところであるが、仮に運転開始期限が設定される場合、経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して、当該期限を超過した場合の取扱いを決定することを求める。また、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

- 運転開始期限を超過した場合は、調達期間を超過期間分だけ月単位で短縮すること。